

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 3 回総会 次第	
日 時	令和 6 年（2024 年） 6 月 24 日（月）15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、4 番 小泉紀久夫、5 番 小川和己、 6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、 10 番 飯田亜希子、11 番 郷原均、12 番 市川幸子、 13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・植竹事務職員
欠席委員	4 番 小泉委員、11 番 郷原委員
議長（平井会長）	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局（太田局長）	議長。4 番 小泉委員、11 番 郷原委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長（平井会長）	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、12 番 市川委員、1 番 関根委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、11 番 郷原委員、12 番 市川 委員にお願いします。
議長（平井会長）	次に、日程 第 1、報告 第 5 号、農地法 第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局（秋山補佐）	議長。日程第 1、報告第 5 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、5 月 11 日から 6 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の 1 ページの番号 1 と、2 ページの <u>整理番号 1</u> の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 7 月 5 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 6 年 5 月 23 日に専決処分いたしました。 続きまして 1 ページの番号 2 と、3 ページの <u>整理番号 2</u> の案内図をご覧ください。 本件は、令和 5 年 7 月 5 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 6 年 5 月 24 日に専決処分いたしました。

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第4、報告 第8号、農地法 第18条 第6項の規定による合意解約通知について(賃貸借)、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、資料16ページ及び17ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 なお、当該土地については、合意解約を行い、改めて一括方式で契約を締結するものです。利用権の新規設定については、総会の議案としてこの後の議案第8号でお諮りすることとなっています。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第5、議案 第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第5、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料18ページの議案書、19ページの議案第6号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理

	事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 6 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、1 筆で年間 27,000 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 330 日、2 名で営農(農業従事者 1 名、農業補助者 1 名)するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7 番(和田委員)	議長。7 番。6 月 12 日(水)午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	・(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 6 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 6 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 6、議案 第 7 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第 6、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 20 ページの議案書、21 ページの議案第 7 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。

	農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和6年7月1日から令和12年6月30日までの6年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、5筆を合わせて年間54,900円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年300日、2名で営農(農業従事者2名)することです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
9番(三橋委員)	議長。9番。6月12日(水)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第7号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第7号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第7、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料22ページの議案書、23ページの議案第8号参考資料①及び24ページの参考資料②をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議

	から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、4筆を合わせて年間62,700円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年300日、1名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。6月12日(水)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第8号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第8号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第8、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 諸般の報告1、農地パトロールの結果報告について、報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを5月31日(金)に農業委員3名、農業委員会事務局2名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計7名で実施しま

した。

違反地については、「諸般の報告 1 参考資料」のとおりです。

①の[]の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は[]の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。

②[]及び③[]所有地について、特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。

次回の農地パトロールは、令和 6 年 9 月頃を予定しております。対象の委員は 1 番 関根委員、2 番 石原委員、4 番 小泉委員です。

日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告 2、生産緑地地区の取得のあっせん協力について、ご報告します。

本日お配りしました資料、諸般の報告 2 参考資料①～③をご覧ください。

まず、生産緑地買い取り申出について、ご説明いたします。

参考資料①の「生産緑地買い取り申出に関するフロー」をご覧ください。

買い取り申出は、フロー図の左上のとおり、耕作者の死亡または故障による場合、指定後 30 年を経過した場合のみ行うことができます。

市街化区域内の農地のうち、生産緑地の指定を受けている農地は、税制面で優遇措置を受けることができますが、建築等の行為は制限されることとなります。

この制限を解除できるのは、市も、農業者も買い取らなかった場合のみフロー図の右下のとおりとなります。

なお、死亡または故障の場合は、買い取り申出に農業委員会が発行する「主たる従事者証明」が必要です。

本件については、令和 6 年 5 月 7 日に、土地所有者から市長に買い取り申出が行われ、令和 6 年 6 月 3 日付で、市としては申出地を買取らない旨の決定がなされたものです。

生産緑地法第 13 条の規定には、「市長は、買取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるよう、あっせんに努めなければならない。」とされていますが、生産緑地法第 17 条の 2、あっせんを行う場合は農業委員会に協力を求めることができる旨規定されていることから、令和 6 年 6 月 4 日付で、鎌倉市都市計画課から当委員会にあっせんについての協力依頼があったものです。

生産緑地法第 14 条の規定により、買い取りの申し出があった日から起算して 3 ヶ月以内（令和 6 年 5 月 7 日：申出日による）に所有権移転が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解

	除されることとなります。 農業者が当該地を農地として購入する場合は、農業委員会での許可申請手続きが必要であるため、対象地の購入希望の方の情報がありましたら、令和6年7月10日までに事務局に申請するようお願いください。 また、行為制限解除後は農業委員会への届出による農地転用が可能となります。 なお、JAに対しても、市農水課を通してあっせんについての協力依頼を行う予定とのことです。 次に、諸般の報告3、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 6月6日（木）に関谷の圃場にて、玉ねぎ及びジャンボニンニクの収穫等の実践活動を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 今回は、7月9日（火）に、草刈り作業を行う予定です。 Aグループの皆様（和田委員、三橋委員、郷原委員、関根委員）は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 当日は関谷の圃場に午前9時30分現地集合で、11時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、11日（木）に延期とします。 当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 次に、諸般の報告4、農地相談会の開催について、報告いたします。 7月24日（水）に本年度 第1回目の農地相談会をJAさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。農家の方へは、JAの回覧で周知をしているとのことです。場所はJAさがみ玉縄支店で行います。 相談者にはあらかじめ予約をお願いしていますが、当日どうしても相談したいという場合は、飛び込みでも相談もお受付しています。相談希望の方がお近くにいらっしゃいましたら、ご案内いただけますようお願いいたします。 なお、最適化活動の一環として、農業委員の方にも1名参加をお願いしておりまして、今回は郷原委員にご出席いただく予定となっています。 現時点で予約は入っておりません。郷原委員には別途、予約状況と集合時間を連絡させていただきます。 今回は、7月25日（木）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 本庁舎4階402会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和6年度第3回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 12 番	市川 幸子
議事録署名委員 1 番	関 根 豊